

# 令和5年度（2023年度）鎌倉市一般任期付職員 （共創のまちづくりの推進に係る業務）採用選考 受験案内

鎌倉市総務部職員課

鎌倉市では、民間企業等での経験を通じて得られた専門性を発揮し、地方公共団体の業務に従事する「一般任期付職員（＊）」を募集します。

## ＊ 一般任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて当該知識経験が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

## 1 募集する職種、採用予定人数、配置及び任用期間

職種	採用予定人数	配置（予定）	任用期間
事務 （次長職）	1名	共生共創部	令和6年（2024年）4月1日から 令和8年（2026年）3月31日まで

- ※ 任用期間は採用した日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。
- ※ 採用後6か月は条件付採用（いわゆる試用期間）となり、実績により正式採用しない場合があります。
- ※ 採用予定日は原則として令和6年（2024年）4月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。

## 2 職務内容

鎌倉市は、中世からの歴史を持つ古都である一方、多くの歴史的資産と豊かな自然環境が融合した魅力を維持しつつ、時代時代において新たなものを受け入れ、革新を繰り返してきたまちでもあります。

現在、鎌倉市では、スマートシティの構築、深沢地域整備事業、本庁舎の移転・整備、公共施設再編等の業務に取り組んでいますが、これら重要事業の推進にあたっては、鎌倉がこれまで大切にしてきたまちの魅力を守りながらも、新たな要素を取り入れ、新たな文化を創造・発信していくことが必要です。

これには、行政だけではなく、市民やNPO団体など地域を巻き込み、民間企業や大学などとの高度な連携を実践することが必要です。また、鎌倉の先人たちが綿々と培ってきた歴史や文化・環境などとの共生、新たな価値創造、持続可能性などの視点を持って、新たな共生・共創のまちづくりの仕組みを構築していくことが求められます。

このため、上記の視点を持って、歴史・文化・芸術・スポーツなどを通じたシティプロモーションの再構築を行うとともに、それを推進するための官民連携、官民共創のコーディネートに携わっていただきます。

### 【所管する具体的な業務】

- ・スマートシティの構築、深沢地域整備事業、本庁舎の移転・整備、公共施設再編等を効果的・効率的に進めるため、新たな公民連携の仕組みづくり（戦略的な情報発信（シティプロモーション）、市民をはじめNPO・関係諸団体・大学・企業など、まちづくりにかかわる様々なステークホルダーとの共創による、エリアマネジメントの仕組みづくり）など。
- ・深沢地域整備事業における企業誘致及びエコシステムの構築。
- ・本庁舎移転及びスポーツ施設をはじめとする今後予定されている施設整備等における導入機能

の企画・調整の他、市民・NPO・企業等多様なステークホルダーとの共創関係の構築による新たな価値創造及び周辺まちづくりの推進。

### 3 受験資格

職種	内容	受験資格
事務 (次長職)		次に掲げる全てに該当する人 1 市街地開発事業をはじめ地方自治体のまちづくりに携わった経験がある人、又は地方自治体の行政計画等の企画立案に携わったことのある人で、前記職務内容の遂行に必要なスキルを持っている人 2 民間企業等において、10年間以上常勤職員として勤務した経験のある人 3 学校教育法による大学を卒業した人又は同程度の学力を有する人

※ 民間企業等での経験とは、法人格を持つ民間企業、財団法人、社団法人、NPO 法人、行政機関等での経験をいいます。

※ 最終合格発表後、職務経験を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、代表者印、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

※ 外国籍の方について、就労が制限される在留資格の方は、採用されません。

※ 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。

次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 受験申込手続

**電子申請**による受付となります。

次の期間中に市ホームページから、「神奈川電子自治体共同運営サービス（e-kanagawa 電子申請）」にアクセスして申込みしてください。

※ ホームページに「**電子申請に関するマニュアル**」も掲載します。申込方法の詳細については、そちらを御覧ください。

（URL：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-0601ninkitsuki.html>）

※ 電子申請の際に、「**職務経歴書、エントリーシート及びレポート**」の提出も必要となります。「**電子申請に関するマニュアル**」を御確認の上、添付してください。

#### 【申込受付期間】

**令和6年（2024年）1月11日（木）午前9時から1月25日（木）正午まで**

※ 電子申請のみの受付となります。郵送や持参等での提出はできませんので御注意ください。

## 5 選考の方法

### (1) 選考の日程・・・令和6年(2024年)1月31日(水)

プレゼンテーション及び面接を実施します。

※集合日時・集合場所は改めてお知らせします。

### (2) 選考内容

#### ア 提出書類

職務経歴書、エントリーシート及びレポートを提出してください。

#### 【レポートのテーマ】各1000字程度

①「人口減少・少子高齢化時代のまちづくりについて（共創の視点から）」

\*急激に人口減少・少子高齢化、公共施設の一斉老朽化が進む時代のまちづくりにおいて、行政に求められる役割と目指すべき方向性、市民・事業者との関わり方、共創関係構築に向けた働きかけの方法等について、具体的に説明してください。

\*特に今回の職務にあたっては、「鎌倉の課題を適切に捉え、その解決に向け、適切な企業を選定し、連携を構築する。」「企業のニーズを捉え、それが鎌倉市の価値を上げられることかどうかの目利きをする。」「連携する企業間の関係性を高め、イノベーションの創出につながる。」といったことが求められることから、これらの視点も盛り込んだ説明をお願いします。

②「これまでの実績について」

\*これまでの経験（地方自治体のまちづくり、又は地方自治体の行政計画等の企画立案及び、民間企業等で携わったプロジェクトの概要、自身の役割など）について、具体的に説明してください。

#### 【書式】

ホームページから書式（職務経歴書、エントリーシート及びレポート）をダウンロードし、「電子申請に関するマニュアル」を御確認の上、作成してください。

※応募者多数の場合は、書類(職務経歴書、エントリーシート及びレポート)選考を実施します。

#### イ プレゼンテーション及び面接（書類選考を実施した場合は、書類選考合格者のみプレゼンテーション及び面接を実施します。）

・提出したレポートについて、10分間でプレゼンテーションを行います。

・プレゼンテーションの際は、追加の紙資料配付、Microsoft PowerPoint2016の使用が可能です。必要な部数等については、後日通知します。

\*PowerPointを使用する際は、Windows10搭載のノート型PCを用意します。CD又はDVDにてデータを用意してください。その他のPC環境の詳細は、後日通知します。

・プレゼンテーション終了後、質疑を行い、引き続き面接を実施します。

### (3) 合格発表・・・令和6年(2024年)2月上旬(予定)（合格者に通知を郵送します。）

## 6 合格から採用まで

最終合格者は、一般任期付職員採用候補者名簿に成績順に登載します。ただし、受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

一般任期付職員採用候補者名簿に登載後、令和6年(2024年)4月1日以降に採用します。なお、一般任期付職員採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から令和7年(2025年)3月31日までです。

## 7 勤務条件

### (1) 給与

<参考例> 40歳代後半 民間職歴 25年程度

最終学歴	給与月額（地域手当・管理職手当を含む。）
大 学	580,000 円程度

上記の金額は、参考例です。年齢、経験年数、職歴により異なります。

給与月額は、令和5年（2023年）4月1日現在を基準としています。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、給与月額が変動する場合があります。

この他期末勤勉手当（賞与※）や通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務状況などに応じて諸手当を支給します。

※年間支給月数 4.4 月（令和4年度実績）。ただし、在職期間に応じた調整があります。

### (2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、原則として月曜日から金曜日までの週38時間45分勤務となります。（必要に応じて、時間外勤務、土日等の出勤があります。）

### (3) 休暇、サービス等について

基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法のサービスに関する規定が適用されま  
す。現在、民間企業等に勤務している場合や営利を目的とする私企業を営む場合は、退職又は廃  
業する必要があります。

## 8 注意事項

- (1) 受験資格を満たしていない場合、提出書類等に不備がある場合及び受付期間を過ぎた場合は受付できません。
- (2) 提出書類等の不備等により、受付期間内に受付完了せずに受験できない場合、本市は一切責任を負いません。
- (3) 受験の際に提出された書類はお返ししません。
- (4) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、市ホームページ及びX（旧Twitter）「鎌倉市職員採用情報」で行います。

鎌倉市総務部職員課 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 TEL 0467 (23) 3000 内線 2232



職員課ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-t.html>



X（旧Twitter）鎌倉市職員採用情報 [https://twitter.com/kamakura\\_saiyou](https://twitter.com/kamakura_saiyou)